

消雪促進対策事業への助成を実施します

1. 目的

【重要】実施基準が変わりました！

4月1日現在で1m以上の積雪がある地域を対象とします。

必ず4月1日以降に1m以上の積雪が確認できる写真を撮影してください。

<これまで> 4月1日現在の新潟地方気象台小出地域気象観測所(魚沼市佐梨地内)の積雪量がおおむね100cm以上

<これから> 4月1日現在の積雪量が100cm以上の地域

本年の豪雪により消雪が遅れ、農作業等に支障が生ずることが懸念される地域があるため、**積雪量が1m以上の地域の農業者が実施した**消雪促進対策事業に対して助成を行い、農作物の安定生産の確保と農業経営の安定を図る。

2. 対象となる事業

作物	対象事業	※ 対象とならない例
水稲	<ul style="list-style-type: none">育苗用地、育苗ハウス用地、耕作道の機械除雪（本田の機械除雪は除く）本田への消雪促進剤散布（4月1日現在の積雪量が概ね250cm以上の積雪のほ場に限る）	<ul style="list-style-type: none">耕作道への消雪促進剤散布原則として本田の機械除雪同一圃場への機械除雪と消雪促進剤散布の重複助成
園芸作物	<ul style="list-style-type: none">育苗用地、本畑、耕作道の機械除雪本畑への消雪促進剤散布	<ul style="list-style-type: none">機械除雪借り上げ等の燃料費

3. 事業の内容、対象経費、基準事業費

種類	内容	対象経費	基準事業費		
			区分	単価	備考
機械除雪	機械除雪の委託又はブルドーザ等を借り上げて実施する除雪	・機械除雪委託料 ・機械借上料	積雪150cm以上	89,000円/10a	機械除雪の区分は、実施時の積雪量です。
			積雪150cm未満	56,000円/10a	
	耕作道	64,000円/km			
	自己の所有する機械等による除雪	・燃料費		5,000円/10a	
消雪促進剤散布	土又は消雪促進剤の散布（本田は4月1日現在の積雪量が概ね250cm以上の積雪のほ場に限る）	・資材費 ・散布用機械借上料	手作業散布	土	2,400円/10a
				消雪促進剤	3,500円/10a
			機械散布	3,800円/10a	

裏面も必ずお読み下さい

4. 助成額

3. で記した表の基準事業費により算出した額または実際に要した対象経費の合計額を比較した、いずれか低い額の1/2以内の額

5. 助成の申込準備

(1) 必要事項を記入した申出書・申請書

※申出書と申請書は、JA北魚沼の各営農センター、市農政課窓口で受取のほか、魚沼市公式ホームページからダウンロードが可能です。
お手数ですが、事前に記入し、受付当日に持参してください。

(2) 1 m以上の積雪量がわかる写真

※計測地の地面が見えるもの、目盛の見える接写、計測箇所全景積雪の状況がわかるように複数枚撮影してください。

(3) 事業の実施状況が確認できる写真

※作業前、作業中及び作業後が確認できる写真
(場所がどこか分かるように写真の裏などに地番等を記載して下さい)
※機械除雪実施時、消雪剤散布時及び各対象実施日以降の積雪量分かる写真
(本田は、概ね250cm以上の積雪が確認できる写真)
※写真は1筆ずつ撮ってください(ほ場が続いており1枚で写る場合は、一緒の撮影でも可)。

(4) 事業実施農地等の地名、地番、実施面積(延長)の一覧

機械除雪を行なった場所、消雪剤を散布した場所が分かる図面等

(水稻生産実施計画書等の写しや、地図にマーカー等で場所を示したもの)

(5) 対象経費の内容、数量及び金額が確認できる書類

※納品書・領収書・内訳明細書等

【機械除雪を委託した場合の請求書について】

請求書には、一式という記入ではなく、使用した機械、作業に要した時間、人足の数等を細かく、業者に記入してもらってください。

(6) 通帳の写し

(7) 認印

※事業の確認が出来ない場合は申請を受付できません。
(写真がない、本田の消雪剤散布及び機械除雪で積雪を計測(計測写真を添付)しなかった等)

問い合わせ先	北魚沼農業協同組合 営農指導課	電話：793-1770	担当：遠藤
	魚沼市 産業経済部 農政課	電話：793-7647	担当：高野・坂牧